

令和8年度 mottECO 導入伴走支援事業 公募要領

1. はじめに

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）では、食品ロスの削減は、食料の多くを輸入に依存する我が国にとって真摯に取り組むべき課題であり、国民各層がそれぞれの立場において主体的に取り組むことが重要とされている。

令和7年3月に見直された食品ロス削減推進法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」においては、「外食事業者（レストランや宴会場のあるホテル等を含む）等に対し、食べ残しの持ち帰りの推進や、消費者に対する適切な情報提供・周知等を通じて食品ロス削減に資する取組を推進すること」が求められている。

また消費者庁及び厚生労働省により策定された「食べ残しの持ち帰り促進ガイドライン」においては、食品衛生上のリスクを踏まえ、事業者と消費者がそれぞれ適切に対応することの重要性等、安全性を確保しつつ食品ロス削減を進めるための基本的な取組が整理されている。

環境省においては、宿泊業及び飲食サービス業（以下「外食事業者」という。）における食べ残しの持ち帰り（mottECO）導入に向け、必要な事前検討や具体的な準備内容等を取りまとめた「mottECO 導入の手引き」を作成し、地方公共団体及び事業者等による取組の促進を図っているところである。

上記を踏まえ、外食事業者等における食品ロス削減の取組として、mottECO の導入を促進するため、伴走支援を実施し、食品ロスの削減及び持続可能な消費行動の普及を図ることを目的とする。

（参考）

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/assets/consumer_education_cms201_250325_01.pdf

食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/assets/consumer_education_cms201_250120_04.pdf

mottECO 導入の手引き

<https://www.env.go.jp/content/000390540.pdf>

2. 対象事業

（1）事業の内容

本事業は、食べ残しの持ち帰り（mottECO）の導入を新たに実施しようとする地方公共団体又は外食事業者その他食事を提供する事業者を支援することを目的とし、導入に必要な事前調査、

運用マニュアルの整備、関係者との調整、施策の効果検証等について、伴走支援を行うものである。

申請者においては、申請書を作成の上、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者（以下「事務局請負事業者」という。）と連携し、mottECOの導入を実施するものとする。

なお、mottECO導入の実施に際しては、食品衛生法等の関係法令を遵守するとともに、食べ残し持ち帰り促進ガイドライン等の内容を踏まえた取組とすること。

（２）事業実施者

申請者は、原則として地方公共団体又は外食事業者その他食事を提供する事業者とする。ただし、これらの者が複数で共同して申請することを妨げない。なお、地方公共団体が、域内で営業する事業者（商店街単位）等の取組をまとめて推進する場合には、主たる申請者となることも想定している。

（３）事業の採択件数

15者程度（申請者及び申請者に関連するチェーン店舗等の合計店舗数に関わらず1者とする）

（４）事業の支援内容

本事業では、主に以下の内容につき、環境省及び事務局請負事業者による伴走支援を行う（事業実施期間中2回程度の打合せを想定）。

- ・ mottECO導入に向けた現状把握及び課題整理
- ・ 導入計画の策定支援
- ・ 環境省が実施したモデル事業等結果に係る情報提供
- ・ 持ち帰り容器の購入に係る購入先の紹介、デザイン提案等支援
- ・ 運用ルール及びマニュアルの整備支援
- ・ 従業員への周知及び研修に関する支援
- ・ 利用者への周知・広報に関する助言
- ・ 実施状況の確認及び課題に対する改善提案
- ・ 導入結果（持ち帰り量）集計支援

（５）事業の実施期間

選定結果の通知後から令和9年1月29日（金）まで

（６）事業の成果報告

事業の成果を報告書として取りまとめ、提出すること。

報告書に記載する事項としては、事業の実施内容、得られた知見（達成した成果、事業の効果等）、課題の整理及び今後の定着に向けた対応策等を想定し、詳細は採択決定後に環境省及び事務局請負事業者とともに協議の上、決定するものとする。

また、事業期間中は、事業の進捗状況を環境省及び事務局請負事業者に定期的に報告すること

とする。(頻度は1か月に1回程度を想定、フォーマットは事務局請負事業者から提供。)

3. 応募方法等

(1) 応募方法

添付資料の様式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式を添付して、下記(3)の応募先まで電子メールで提出すること。

(2) 公募期間

令和8年5月21日(木)から同年6月30日(火)18:00まで(必着)

(3) 応募先

環境省環境再生・資源循環局資源循環課

食品ロス・食品リサイクル担当

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email：shokuhin-recycle@env.go.jp

(4) 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局資源循環課

食品ロス・食品リサイクル担当(小田戸・鈴木)

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email：shokuhin-recycle@env.go.jp

※可能な限りEmailで問い合わせること。

TEL：03-6205-4947

4. 選定方法・基準等

(1) 選定方法

対象自治体は、環境省において、(2)の選定基準に基づき選定する。なお、選定過程において、申請者にヒアリング等を求める場合がある。

(2) 選定基準

選定に当たっては、以下の観点から評価を行う。

(ア) 事業目的と取組の妥当性

・本事業に応募した目的、課題背景及び目指したい姿

(イ) 支援実施後も含めた継続実施の可能性

・支援実施後のmottECOの継続意思及び実施体制の見直しの有無

(ウ) 展開性・波及効果

・利用者や地域へ向けての事業内容等に係るPR方法等

(3) 選定結果

選定結果は、令和8年7月下旬～8月上旬頃を目処に申請者へ文書等により通知する（なお、通知時期は前後する場合がある。）。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、申請書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(以上)